

半導体基板 輸出令別表第1の7の項(18)、省令第6条第十八号イ、ロ、ハ、ニ

炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板  
又はインゴット、ブールその他のプリフォーム 輸出令別表第1の7の項(22)、省令第6条第二十二号

貨物名： \_\_\_\_\_  
 メーカー名： \_\_\_\_\_  
 型及び銘柄： \_\_\_\_\_

(P 1/2)

パラメータシート  
 様式：6-18/-22  
 CISTEC 2015.10.1

(平成27年10月1日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
(7の項(18)、省令第6条第十八号) 次のいずれかに該当する多層膜からなるヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板か？ イ シリコン(Si) ロ ゲルマニウム(Ge) ハ 炭化けい素(SiC) ニ Ⅲ-V族化合物(ガリウム又はインジウムの化合物に限る) (注：解釈参照)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ( ) ↓	「いいえ」を選択した場合は、その理由を記すこと。
(7の項(22)、省令第6条第二十二号) 次のいずれかの半導体基板又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームか？ ・炭化けい素(SiC) ・窒化ガリウム(GaN) ・窒化アルミニウム(AlN) ・窒化アルミニウムガリウム (AlGaN)	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい ( ) ↓	
上記半導体基板であって、次のいずれかのエピタキシャル層を少なくとも1層以上有するものか？ ・炭化けい素(SiC) ・窒化ガリウム(GaN) ・窒化アルミニウム(AlN) ・窒化アルミニウムガリウム (AlGaN)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ( ) ↓	
20°Cにおける電気抵抗率が10,000 オームセンチメートルを超えるものか？	<input type="checkbox"/> いいえ 電気抵抗率 ( ) Ω cm ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい 電気抵抗率 ( ) Ω cm ←判定結果へ	

(注1) 回答の下欄の( )内に記入する数値は、設計値、カタログ又は仕様書等の数値を記入する。

なお、前述の数値を記入できない場合は、実測値もしくは測定値を記入する。

(注2) 回答欄右欄の「 はい」がいずれか一つでもチェックされた場合は該当と判定される。

半導体基板 輸出令別表第1の7の項(18)、省令第6条第十八号イ、ロ、ハ、ニ

炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板  
又はインゴット、ブールその他のプリフォーム 輸出令別表第1の7の項(22)、省令第6条第二十二号

貨物名：  
メーカー名：  
型及び銘柄：

(P 2/2)

パラメータシート  
様式：6-18/-22  
CISTEC 2015.10.1

(平成27年10月1日施行行政省令等対応)

(解釈)

<b>「多層膜からなるヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板」:</b>	
異種の半導体物質が同一結晶方位に結晶構造を連続させて積層成長してできた多層の結晶成長層を有する基板をいう。多層膜からなるヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板からなる材料を含む。	
<b>「貨物等省令第6条第十八号、第十九号及び第二十二号中の基板」:</b>	
個別部品又は集積回路を、基板上若しくはその中に配置できるようになっている薄板状のものであって、相互接続の有無によらないものをいう。	
<b>「Ⅲ-V族化合物」:</b>	
ほう素、アルミニウム、ガリウム、インジウム、タリウム又はこれらの組合せと窒素、 <sup>りん</sup> 、 <sup>ひ</sup> 、砒素、アンチモン、ビスマス又はこれらの組合せとの化合物をいう。	
	窒化ガリウム(GaN)、 窒化インジウムガリウム(InGaN)、 窒化アルミニウムガリウム(AlGaN)、 窒化インジウムアルミニウム(InAlN)、 窒化インジウムアルミニウムガリウム(InAlGaN)、 リン化ガリウム(GaP)、 リン化インジウムガリウム(InGaP)、 リン化アルミニウムインジウム(AlInP)又は リン化インジウムガリウムアルミニウム(InGaAlP) (これらの化合物における元素(窒素、ガリウム、インジウム、アルミニウム、 <sup>りん</sup> )の順番を問わない。)のP型エピタキシャル層を1層以上有する基板であって、当該P型エピタキシャル層がN型層に挟まれていないものを除く。

判定結果	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当
該当項番	① 輸出令別表第1の7の項( ) ( ) ② 貨物等省令の条項等の番号等 省令第6条第__号( ) __号( )	

検討の結果、以上のとおり相違ありません。

作成責任者:	(作成年月日 年 月 日)
会社名	_____
所属・役職	_____
(フリガナ)	_____
氏名	_____ 印
電話	( )